

校則等の点検・見直しに関する調査公表について

平成 30 年 4 月 16 日（月）

教育庁教育振興室

- 大阪府立学校 197 校（高等学校 152 校（全日制 135 校、定時制（桃谷 I II 部を含む）・通信制 17 校）、支援学校 44 校、府立中学校 1 校）から回答を得た。

* 「校則」と「指導方針・内規」について

- ・「校則」とは、児童生徒の健全な育成をめざし、各学校の責任と判断の下にそれぞれ定められるきまりであり、一般的には、生徒手帳等に記載されているもの。
- ・「内規・生徒指導方針」とは、規則の運用について定めているもの。

- 本調査の目的

平成 29 年 11 月 29 日（水）に公表した「頭髪指導に関するアンケート調査」の結果、過去に定めたまま定期的な見直しがなされておらず、実態に合っていないと思われるものも見受けられた。これを受け、全府立学校に校則の点検と必要に応じた見直しを指示した。その際、学校協議会等で第三者の意見を踏まえることとした。

【アンケート結果の概要】

(1) 校則について

	全校 (197 校)	率	全日制 高校 (135 校)	率
①現在校則（生徒心得）がなく、引き続き作成しない	28	14.2%	6	4.4%
②現在校則（生徒心得）はないが、新たに作成した	3	1.5%	0	0%
③校則（生徒心得）はあったが、廃止した	0	0%	0	0%
④現在校則（生徒心得）はあるが、改訂は行わなかった	101	51.3%	76	56.3%
⑤現在校則（生徒心得）があり、改訂を行った	65	33.0%	53	39.3%

- ・校則を新たに作成したのは定時制高校及び支援学校であり、登下校心得や授業規律、持ち物について定めたもの。

(2) (1) ②の作成及び⑤の改訂内容

	全校 (68 校)	率	全日制 高校 (53 校)	率
(ア)頭髪指導に関する部分のみ改訂を行った	7	10.3%	5	9.4%
(イ)頭髪指導以外に関する部分のみ改訂を行った	43	63.2%	34	64.2%
(ウ) (ア)(イ)両方の改訂を行った。	18	26.5%	14	26.4%

- ・頭髪指導に関する改訂の具体的な内容
 - 「茶髪」という表現を「染色・脱色」に変更
 - 「アイパー（アイロンパーマ）」という文言の削除
 - 「パーマ禁止」を「故意によるパーマ禁止」に変更
- ・頭髪指導以外に関する改訂の具体的な内容
 - 携帯電話の取扱いを「持ち込み禁止」から「授業中の使用禁止」へ変更
 - 今は存在しない「制帽」という文言の削除
 - 「カラーコンタクトやマニキュア、マスカラの使用禁止」を追加

(3) 指導方針・内規について

	全校 (197 校)	率	全日制 高校 (135 校)	率
①現在内規・生徒指導方針がなく、引き続き作成しない	21	10.7%	1	0.7%
②現在内規・生徒指導方針はないが、新たに作成した	1	0.5%	0	0%
③内規・生徒指導方針はあったが、廃止した	0	0%	0	0%
④現在内規・生徒指導方針はあるが、改訂は行わなかった	106	53.8%	73	54.1%
⑤現在内規・生徒指導方針があり、改訂を行った	69	35.0%	61	45.2%

- ・内規・生徒指導方針を新たに作成したのは定時制高校であり、登下校心得や授業規律について定めたもの。

(4) (3) ②の作成及び⑤の改訂内容

	全校 (70 校)	率	全日制 高校 (61 校)	率
(ア)頭髪指導に関する部分のみ改訂を行った	4	5.7%	3	4.9%
(イ)頭髪指導以外に関する部分のみ改訂を行った	48	68.6%	41	67.2%
(ウ) (ア)(イ)両方の改訂を行った。	18	25.7%	17	27.9%

- ・頭髪指導に関する改訂の具体的な内容
 - 繰り返し違反する生徒への懲戒指導の廃止
 - 生来の色に戻してこない生徒への再登校指導の廃止
 - 「そりこみ禁止」という表現を「過度なそりこみ禁止」に変更
- ・頭髪指導以外に関する改訂の具体的な内容
 - SNSの不適切な利用についての指導を新たに追加
 - 懲戒指導の日数の見直し

(5) 学校協議会について

	全校 (197 校)	率	全日制 高校 (135 校)	率
校則等を学校協議会の議題とし、指導・助言を仰いだ	185	93.9%	133	98.5%

- 協議会委員からの指導・助言を受けて、校則や指導方法を変更した具体的な内容
 - 授業中の携帯電話使用について、「校則に記載のある『取り上げる』という表現を実態に合わせた方がよい」という助言を受け、『預かる』に変更
 - 化粧をしてくる生徒について、「もっと厳しく指導を行うべき」という意見を受け、学校では、指導方法を継続して検討していくこととした。

※なお、平成 29 年度に学校協議会の議題にできなかった学校については、平成 30 年度の早期に実施するよう指導していく。

(6) 生徒からの意見について

	全高校 (152 校)	率	全日制 高校 (135 校)	率
校則等の見直しに当たって生徒から直接意見を聞いた	108	71.1%	103	76.3%
校則等の見直しに当たって生徒からアンケート等の文書で意見を聞いた	30	19.7%	30	22.2%

- この項目については、府立高校 152 校を対象にしたもの。(複数回答可)
- いずれかの方法で生徒から意見を聞いた学校は 134 校 (88.2%) である。全日制高校については 129 校 (95.6%) である。
- 生徒からの意見を受けて、校則を変更した具体的な内容
 - 「冬場の防寒着の着用を認めてほしい」という意見を受け、防寒着着用禁止の文言を削除する。
 - 「華美なセーターを着用している生徒がいるので、きちんと指導してほしい」という意見も参考に、指定セーター以外を禁止とした。

※なお、平成 29 年度に生徒の意見を聞くことができなかった学校については、平成 30 年度の早期に実施するよう指導していく。

【教育庁としての見解】

- 生徒指導は、児童生徒の人格形成や進路実現を目標に行われており、校則は、集団生活の場である学校において児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められるものである。
- 今回の校則の調査を機に、全府立学校で点検が実施された。そのうち、約 3 割の学校で文言の修正や削除等が行われた。しかし、校則については、今回点検や見直しをしたのでそれで良いというものではなく、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、時代の進展などを踏まえ、児童生徒や保護者から意見を聞いた上で、絶えず点検・見直しをしていくべきものであり、教育庁としてもそのように指導していく。
- そもそも生徒指導は、教職員と児童生徒・保護者が共通理解を深める機会とすべき

である。児童生徒の外見や表面的な言動にのみ焦点を当てて指導するのではなく、その背景にも思いを巡らせながら、児童生徒の内面的な自覚を促し、児童生徒の自律につながるような生徒指導が実現できるよう、各学校を指導するとともに、どのようにすれば、こうした生徒指導を行えるかについて助言に努めるなど、教育庁としても支援していきたい。